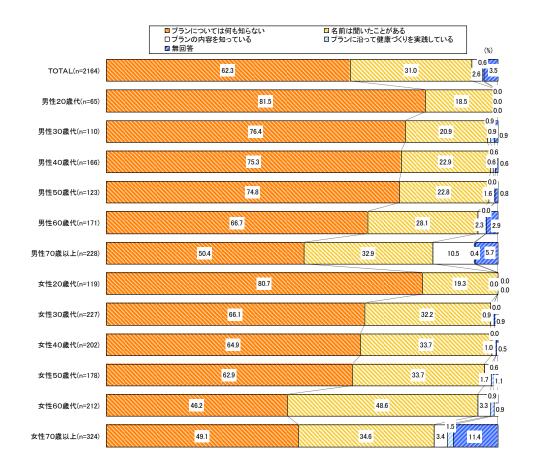
Ⅷ 「健康づくり推進プラン」の推進に向けて

1 「健康づくり推進プラン」の共有化

- 本計画「第2次西東京市健康づくり推進プラン」は、市民や地域(市民の健康に関わる各主体)が取り組むべき健康づくり活動の方向性と目標、及び、市民の健康づくりに対する西東京市の支援姿勢を示したものであり、計画の実行主体は市民、地域、そして行政(西東京市)です。
- 「第2次西東京市健康づくり推進プラン」を推進するためには、実行主体である市民、地域、そして行政 (西東京市)のそれぞれが、この計画の目的や計画の中でめざしている方向性、そして具体的な目標を理解・ 共有することが必要です。
- しかしながら、平成 23 年度に実施した「市民の健康に関するアンケート調査」の結果をみると、「(第1次) 西東京市健康づくり推進プラン」をもとに健康づくりを「実践している」人は 0.6%にとどまり、「プラン内容を知っている」人も 2.6%に過ぎません。「名前を聞いたことがある」人は 31.0%、「プランについては何も知らない」人が 62.3%を占めているのが実情です。

■「(第1次) 西東京市健康づくり推進プラン」の認知



出典:市民の健康に関するアンケート調査

- このため、健康づくりに関わる庁内各課において本プランの考え方を尊重するとともに、まず、本プランを広く市民に周知していくことが必要です。市民や地域が本プランの内容を知り理解できるよう、市報や健康だより、西東京市ホームページ等を活用した計画内容の概要紹介、概要版パンフレットの作成・配布などを通じ、「第2次西東京市健康づくり推進プラン」の普及啓発に努めます。
- また、「第2次西東京市健康づくり推進プラン」をきっかけとして、市民一人ひとりが健康づくりの重要性を認識し、「自分の健康状態を的確に知り、自分の健康について考え、主体的に健康づくりを実践する」 気運を高めていくよう、市民の意識啓発に努め、健康都市をめざします。
- さらに、市民とともに計画を推進していく観点から、市民や自主グループが自発的に参画できる機会の充 実を図ります。

2 財源の確保

- 計画を適切に推進し、目標を達成できるよう、早期に計画実現のための予算計画を検討し、必要な財源の 確保に努めます。
- 本計画の「V 市民・地域・行政の取り組み」において、「行政の取り組み」として掲げたそれぞれの取り組みの運営・実施にあたっては、限られた財源の中で、コスト意識、マネジメント意識を持ち、効率的な財政運営に努めます。
- 定期的に健康診査やがん検診を受けることは、自らの健康づくりの基本となります。多くの市民が受診できる機会を確保するために、利用者負担の導入等についても検討し、財政健全化に向けた取り組みを進めます。
- また、健康づくりに関わる各事業の実施に要した費用や実際の事業利用状況などの実績を公表していきます。

3 進行管理の仕組みづくり

(1) 関係主体との連携による計画推進体制の構築

- 「第2次西東京市健康づくり推進プラン」を総合的・計画的に推進していくためには、市民の健康づくりに関わる多様な主体との連携を図ることが必要です。
- このため、①庁内関連部門間の連携、②医療機関・専門家、民間事業者等との連携、③国、東京都・多 摩小平保健所等との連携、の3つの視点から連携を図ります。

① 庁内関連部門間の連携

- 市民や市民の健康に関わる関連主体の健康づくりの取り組みを総合的に支援していくため、健康課を中心としつつ、庁内の健康づくり関連部門の連携を図ります。
- 「第2次西東京市健康づくり推進プラン」を円滑に実行するため、西東京市健康都市宣言 (注) に基づく 庁内の「西東京市健康都市推進委員会」や「西東京市食育推進会議」等により、市民の健康に関する施策 を横断的に推進します。

② 医療機関・専門家、民間事業者等との連携

- 市民の多様なニーズに対応しつつ、「V 市民・地域・行政の取り組み」において「行政の取り組み」として掲げた市民の健康づくりを支援する各施策の推進にあたっては、健康課を中心とした西東京市の健康づくり関連部門と、医師会、歯科医師会、薬剤師会等の専門家団体との協力・連携・役割分担のもとに、個別事業ごとに適切な実行体制を整備します。
- また、市民の日常的な生活習慣改善に対し、直接的にアドバイス等を行う役割を担う西東京市内の医療機関(病院・診療所、歯科診療所、薬局)やそこに勤務する専門家に対しても、「第2次西東京市健康づくり推進プラン」の考え方や西東京市の取り組みを理解し、同一の方針に基づいて取り組めるよう、西東京市健康づくり推進協議会(注)等を通じて情報の共有化・ネットワーク化を図ります。
- 健康的な環境づくりの観点からは、市民の日常生活に深く関わりを持っている市内の民間事業者とも連携を図ります。

③ 国、東京都・多摩小平保健所等との連携

- 計画に掲げた全ての行政の取り組みを実施するうえでは、国や東京都・多摩小平保健所や近隣市町村と の連携が必須です。国や東京都の保健事業に対する考え方や方向性を踏まえて事業を推進するとともに、 計画の実現のために必要な財政的な支援を積極的に求めていきます。
- 感染症対策等、迅速な対応が求められる緊急時において円滑に連絡・報告・指示伝達が行えるよう、平 時から国や東京都・多摩小平保健所との連絡体制を確立します。

○ また、医療政策・精神保健政策・職域保健政策等との連携や大気・水質の向上等健康的な環境づくりなど、西東京市単独では十分対応できない広域的な課題解決に向けて、国や東京都との適切な連携・役割分担を図り、推進していきます。

(2) 進行管理のための仕組みづくり

○ 「第2次西東京市健康づくり推進プラン」を効果的に推進するため、計画の策定(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、見直し(Action)のサイクルに基づき、計画の進捗状況を把握・評価していきます。

① 目標達成状況の把握

- 計画の進捗状況を把握・評価するため、計画に掲げた目標の達成状況を随時把握し、結果を市民に公表 していきます。
- 「市民の健康に関するアンケート調査」の結果を基に設定している取り組みの指標は、本計画期間の中間年を目安(5年後)に再度アンケート調査を実施し、達成状況を把握する予定です。その際、目標の達成状況が適切に把握できるよう調査項目の設計を行うとともに、5年後の健康づくりをめぐる新たな健康課題についても、市民の意識・行動をしっかりと把握できるよう配慮して調査内容を検討します。

② 進行管理・評価の体制

○ 市民や市民活動団体、事業者、社会福祉協議会、専門家等で構成される西東京市健康づくり推進協議会 (注)において、「第2次西東京市健康づくり推進プラン」が適切に推進されているか、進行状況・達成状況の評価を行い、計画の適切な見直しを行います。

4 施策横断的な取り組みの推進

- 健康づくりが広く関連する事項については、多様な主体との連携を図りつつ、施策横断的な取り組みを推進していきます。
- 市民の主体的な健康づくりを支援するため、健康や健康づくりに関わる正しい知識や、市民や自主グループが参加できる各種健康教室等の西東京市の事業、感染症情報など、予防や健康増進に関する情報とともに、西東京市内の医療機関の休日・準夜診療などの医療情報など、市民が必要とする多様な情報の提供・発信に努めます。
- 市役所及び市関連機関の窓口、市報、健康だよりなどの従来型の情報提供だけでなく、駅等の市民の生活 に密着した場所への情報掲示や、FAX、インターネット、電子メール、携帯電話・スマートフォン等の情 報技術の活用など、情報提供・発信方法のさらなる工夫・多様化を図ります。